

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	関東学院大学小田原キャンパスの今後に関する協議の開始について	文化政策課
2	豊島邸利活用事業者について	
3	小規模保育事業 A 型設置事業者の選考結果について	保 育 課
4	新しい生活様式を踏まえた青少年健全育成支援事業の見直しについて	青 少 年 課
5	小田原市放課後児童クラブ運營業務委託について	教育総務課
6	令和 2 年度市立小・中学校の修学旅行について	教育指導課

令和 2 年 8 月 7 日

関東学院大学小田原キャンパスの今後に関する協議の開始について

令和2年（2020年）4月20日、関東学院大学から、関東学院大学が他学校法人などと教育連携を行い、小田原キャンパスを承継することにより、大学を新設することの可能性について、協議を行いたいとの要請が本市にあった。

市としては、この協議の申し入れを肯定的に捉えて受け入れることとし、次のとおり協議を開始した。

○協議会開催状況と主な内容

〈第1回協議会〉

- 1 日 時 令和2年7月8日（水）午後2時15分～3時25分
- 2 出席者
[小田原市] 鳥海副市長、安藤企画部長、杉本政策調整担当部長、杉崎市民部長、石川文化部長、石塚都市部長
[関東学院大学] 規矩学長、山下常務理事、廣瀬事務局長、関口経営企画部長、河野国際研究研修センター事務室長、南経営企画部学長付、本廣経営企画部学長付

※オブザーバー

- [「日本先端大学（仮称）」設置準備委員会] 西委員長
- 3 協議事項
 - ・市への協議要請に至るまでの経緯と「日本先端大学（仮称）」の計画について
 - ・今後の協議の進め方について

〈参考〉

新設される大学について（予定）

- (1) 大学名
日本先端大学（仮称）
- (2) 学部等
工学部（学生数1,120人）
学科：IoTメディア、デジタル医療情報工学、材料・表面工学

豊島邸利活用事業者について

豊島邸の利活用については、優先交渉権者の小田急電鉄株式会社と、提案された宿泊事業の実施に向けて、協議を進めてきたが、別紙のとおり、令和2年7月29日、同社から辞退届が提出された。

辞退の理由は、新型コロナウイルスの影響により、訪日外国人旅行者の需要が減少し、その後の見通しもたたないことから、事業性の確保が難しいとの判断に至ったためとのことである。

今後は、次順位交渉権者である（一社）全国古民家再生協会との交渉を行う。

<参考>

○ 豊島邸について

所在地 小田原市栄町四丁目9番44号
構成 主屋（木造瓦葺平家建）、付属屋、板塀、庭園
建築年代 昭和16年（1941年）頃
規模 敷地面積 881.21 m²
延床面積 主屋 150.09 m²
 付属屋 17.87 m²
指定等 国登録有形文化財「旧豊島家住宅主屋、門及び塀」
 （令和2年7月登録）

○ 事業者選定等の経緯について

令和元年11月 事業者募集
 12月 意見聴取会・審査、優先交渉権者、次順位交渉権者の決定
令和2年1月 小田急電鉄株式会社と基本協定締結

○ 予定していたスケジュール

令和2年4月 定期建物賃貸借契約
 5月 宿泊事業の開始

2020年7月29日

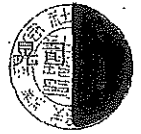


小田原市長 守屋 輝彦 様

辞退届(豊島邸(一月庵)利活用に係る事業について)

小田急電鉄株式会社

取締役社長 星野



拝啓 貴市におかれましてはますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、豊島邸(一月庵)利活用に係る事業において、下記の理由により、豊島邸(一月庵)利活用事業者募集要領に基づく弊社の提案内容の実現が困難になりましたことから、事業参画を辞退させていただきたく存じます。つきましては、貴市との建物賃貸借契約の締結を断念するとともに協議につきましても辞退いたしたく存じます。ご迷惑をお掛けすることとなり誠に恐縮ではございますが、事情ご賢察のうえ何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 理由

新型コロナウイルスの影響により訪日外国人旅行者の需要が減少し、その後の見通しも立たないことから、事業性の確保が難しいとの判断に至ったため。

以上

小規模保育事業 A 型設置運営事業者の選考結果について

今年度の待機児童対策の取組として、近年申込が増加している 3 歳未満の低年齢児の保育の受け皿確保に向け、令和 2 年 9 月末に小田原駅前の広域交流施設内に移転する「おだぴよ子育て支援センター」の物件を活用した小規模保育事業設置運営事業者の公募を実施し選考を行った。

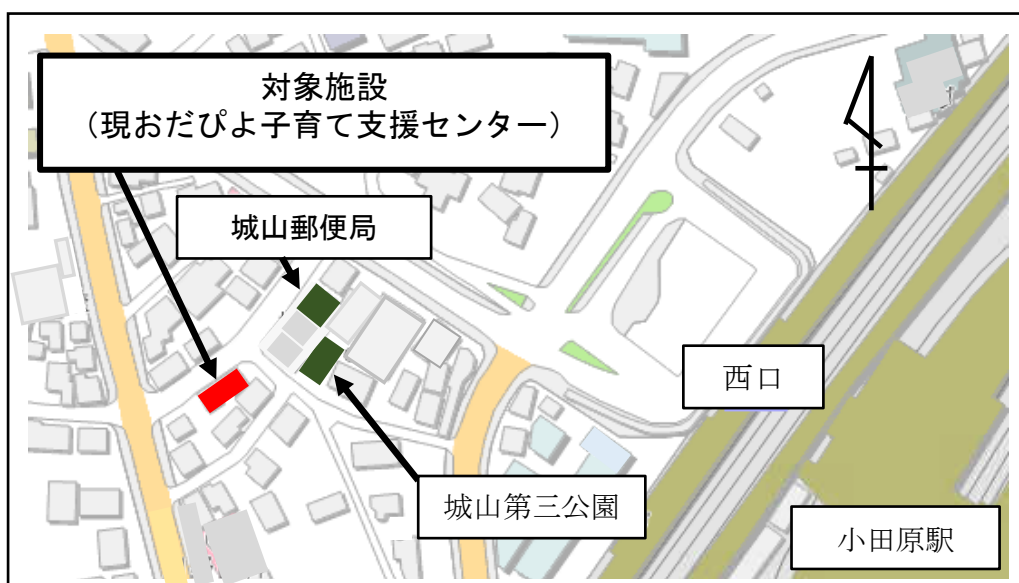
1 公募期間及び応募件数

- (1) 公募期間 令和 2 年 5 月 8 日（金）から 6 月 29 日（月）まで
- (2) 応募件数 4 件（株式会社 3 件、有限会社 1 件）
- (3) 審査項目 基本理念・応募動機 / 経営の安定性 / 計画の妥当性
事業の運営方針（保育内容、職員配置等） / その他

2 選考結果

- (1) 設置運営事業者
 - ア 法人名 有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所
 - イ 法人代表者 望月 聖子
 - ウ 法人所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰岡町 3 丁目 417 番
- (2) 選 定 理 由 地域住民や商店街、大学等との密接な連携を基に、子どもを主体とした質が高く安定した施設運営が見込まれる。
- (3) 施設所在地 小田原市城山一丁目 6 番 32 号
- (4) 施設規模等 鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階部分 延床面積 118.80㎡
- (5) 定 員 19 人（0 歳児 3 人 / 1 歳児 8 人 / 2 歳児 8 人）
- (6) 開 所 予 定 令和 3 年 4 月 1 日

3 位置図



新しい生活様式を踏まえた青少年健全育成支援事業の見直しについて

本市では、青少年健全育成の連携及び強化を図る目的で、「成人のつどい」と「青少年と育成者のつどい」を開催しているが、いずれも会場に参加者を集めて実施することから、新型コロナウイルス感染症対策を機に、新しい生活様式を踏まえた開催方法に変更する。

1 成人のつどい

- (1) 主催者 小田原市成人式運営委員会・小田原市
- (2) 見直しの視点 3つの密を避けるため、2回分割方式として、式典のみを開催する。
- (3) 変更点

	令和2年度	令和元年度
期 日	令和3年1月10日(日)	令和2年1月13日(月・成人の日)
場 所	メイン会場：市民会館大ホール 第2会場：(ライブ放送(調整中))	市民会館大ホール
対象者	1,784人(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人)	1,970人(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人)
来 賓	国会議員、県議会議員、市議会議員・副議長、厚生文教常任委員会委員長・副委員長、教育長、自治会総連合会長、青少年問題協議会代表(10人)	国会議員、県議会議員、市議会議員、教育委員、市内小中学校長、卒業時市内中学校長、自治会連合会長、青少年問題協議会委員(120人)
内 容	式典 1回目 10:30～11:00 入替え・消毒 11:00～12:00 式典 2回目 12:00～12:30	第1部 式典 11:00～11:30 第2部 アトラクション 11:30～12:30 恩師からのビデオレター、抽選会

※ 緊急事態宣言が発出された時は、変更を検討する。

2 青少年と育成者のつどい

「青少年と育成者のつどい」は、平成14年度から「中学生の主張発表」と「青少年善行賞等表彰式」を併せた形で、毎年12月第1土曜日に市内公共施設にて開催している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として開催を見送り、中学生の主張発表被表彰者には各学校から賞状等を授与し、青少年善行賞等受賞者には個別対応に変更する。

小田原市放課後児童クラブ運営業務委託について

1 経緯

放課後児童クラブは、就労等のため保護者が家庭にいない児童を対象に、市内 24 小学校で開所している（片浦小は放課後子ども教室として実施）。クラブの運営に当たっては、子どもたちの安全・安心を第一に考えサービス向上に努めてきたが、社会情勢などの変化で入所者数が増え、利用者のニーズも多様化している。特に、児童一人ひとりに対応した指導とプログラムの充実、開所時間の拡大などの要望が多く、これらの課題を改善するため、クラブの運営実績を有し、サービス向上等のノウハウを持つ民間事業者へ運営を委託することとし、公募型プロポーザルにより事業者を選定した。

2 委託の目的

- (1) 安全・安心の向上（入退室管理の充実、衛生管理の更なる徹底等）
- (2) サービスの向上（開所時間の拡大、内容の充実等）
- (3) 指導員の処遇改善と安定確保（開所時間拡大に伴う人員不足対応等）
- (4) 労務管理等事務の軽減（指導員配置と報酬計算など）

3 公募型プロポーザル

- (1) 公募期間 令和 2 年 4 月 17 日（金）から同年 5 月 12 日（火）まで
- (2) 応募件数 3 件（うち 1 件は辞退）
- (3) 選定日 令和 2 年 6 月 12 日（火）プレゼンテーション及びヒアリング
- (4) 小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会

委員長	北村 洋子	（教育部長）
副委員長	間野 百子	（小田原短期大学保育学科教授）
委員	長澤 貴	（小田原市立三の丸小学校長）
	山下 龍太郎	（子ども青少年部副部長）
	飯田 義一	（教育部副部長）
- (5) 審査項目 経営方針／提案内容的確性／支援員等の雇用に対する待遇、資質向上／危機管理体制／地域等との交流計画／その他

4 選定事業者

- (1) 事業者名 東京都港区芝 4-13-3 PMO 田町東 10F
株式会社 明日葉
代表取締役 大隅 太嘉志
- (2) 業務実績 横浜市、板橋区、大田区等に多数実績あり
- (3) 選定理由 児童の安全・安心を運営の最優先として掲げており、すでに運営している施設では、新型コロナウイルス感染症発生以前から衛生管理を徹底していることや緊急時の対応等において優れている点が評価された。

5 委託内容

- (1) 業務期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日まで（3年間）
- (2) 契約金額 965,615,970円
- (3) 実施場所 市内25小学校（片浦小放課後子ども教室を含む。）
- (4) 主な業務内容
クラブの運営、各種行事開催、指導員の雇用・労務管理、保護者要望・苦情への対応、施設の安全管理等 ※入所決定、保護者負担金徴収業務は市が実施
- (5) 主なサービス向上内容
 - ア 開所時間の拡大
現行 8時（放課後）から18時30分まで⇒7時30分（放課後）から19時まで
※早朝時間（7時30分～8時）及び延長時間（18時～19時）については、30分につき100円を保護者が負担
 - イ 多彩なプログラムの実施
専門家によるスポーツプログラムや、食育クッキング教室などを実施
 - ウ ICカードを使用した入退室システムの導入
入退室時の通知メールを保護者へ配信
 - エ サポート体制の充実及び指導員の資質向上
専門家の巡回指導、指導員への計画的な研修実施
- (6) その他 原則として現在市で雇用している指導員を継続雇用

6 今後の予定

- 7月～9月 委託業務の細部調整、指導員の雇用関係の調整
- 7月～8月 各放課後児童クラブ運営委員会に説明、小学校ごとに保護者説明会を実施
- 10月 受託事業者による運営開始

令和2年度市立小・中学校の修学旅行について

1 修学旅行について

修学旅行は、学習指導要領において、「平素と異なる生活環境にあつて見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行う特別活動のひとつである」と位置付けられており、児童生徒に対する教育的な意義を持つだけでなく、在学中に一度きりの重要な学校行事として永く思い出に残る貴重な経験の場である。

令和2年度における市立小・中学校の修学旅行については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、当初予定していた5～6月の実施を見送り、年度後半の秋から冬にかけての実施を検討している（城南中学校は、夏に実施する予定）。

修学旅行の内容や実施の可否等については、教育課程の編成権をもつ校長が判断するものであるが、今後の感染状況等により中止となるリスクがあることを踏まえた上で、できる限りの支援を行うこととする。

2 修学旅行の実施予定について（令和2年7月末現在）

		延期前		延期後		摘 要
		期間	日数	期間	日数	
	小学校	5/12～13 5/13～14 5/14～15 5/15～16 のいずれか	2日	12/20～21 12/21～22 12/22～23 12/23～24 のいずれか	2日	
中 学 校	城山中	6/16～18	3日	10/5～7	3日	
	白鷗中	5/29～31	3日	2/19～21	3日	
	白山中（※）	6/16～18	3日	2/25～27	3日	宿泊先を変更
	城南中（※）	6/8～10	3日	8/30～9/1	3日	行先を変更
	鴨宮中（※）	6/8～10	3日	2/26～27	2日	日数及び宿泊先を変更
	千代中	5/28～30	3日	2/21～23	3日	
	国府津中	5/30～6/1	3日	3/2～4	3日	
	酒匂中	6/2～4	3日	2/21～23	3日	
	泉中	5/31～6/2	3日	2/20～22	3日	
	城北中	6/11～13	3日	3/5～7	3日	
橘中	6/12～14	3日	2/25～26	2日		

※の中学校3校では、摘要欄の理由により変更に伴う費用を旅行会社から請求されている。

3 修学旅行の対応について

(1) 修学旅行の実施の判断について

本市や旅行先の感染レベル、国、神奈川県、旅行先自治体等による移動自粛要請や休業要請等の状況、旅行中の感染防止対策等を総合的に考慮して実施の可否を決定する。

(2) キャンセル料等の負担について

延期に伴う費用を請求されている白山中、城南中、鴨宮中については、行先や宿泊先を変更せざるを得ない理由があることから公費負担とする。

また、今後予定している修学旅行を（1）により中止する場合に発生するキャンセル料等についても、公費負担とする。

(3) 保護者への周知等について

上記対応を各学校から保護者に周知し、理解を求めるとともに、出発前から児童生徒の体調管理に十分配慮するよう指導を行う。